

## 入札公告

府中市子ども発達支援センターの自動販売機設置場所に係る行政財産の貸付について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年2月1日

府中市長 高野 律雄

### 1 競争入札に付する事項

(1) 件名

府中市子ども発達支援センター自動販売機設置場所貸付

(2) 物件の所在等

次表のとおり

物件番号	設置施設	貸付面積/台	台数	容器種別	最低貸付料(月額)
1	府中市子ども発達支援センター (府中市矢崎町1-12)	1階: 1.5㎡	1	缶・PET等	5,084円

(3) 貸付期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 貸付料

貸付料は、最低貸付料を定額部分とし、定額部分と売上額に応じた売上比例部分とを合算した金額とする。(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)

(5) 電気料

施設の電気料金(基本料金、電力量料金、再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計額)を自動販売機の電気使用量の割合で算出したもの。

(6) 入札方法

売上比例部分の料率により行う。

(7) 入札に付する条件

別紙「府中市子ども発達支援センター自動販売機設置場所貸付一般競争入札参加要領」(以下「参加要領」という。)のとおり

### 2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しな

い者であること。

- (2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、府中市業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員または構成員でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「暴対法」という。）第2条第2号から第6号、府中市暴力団排除条例（平成23年6月府中市条例第9号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (6) (4)及び(5)に掲げる者から委託を受けた者並びに(4)及び(5)に掲げる者の関係団体及びその役職員または構成員でないこと。
- (7) 令和3年度、令和4年度または令和5年度のうち2年間、地方公共団体等との公財産賃貸借契約による自動販売機の運営を行った実績を複数有すること。

### 3 契約条項を示す場所

参加要領と一体のものとして、府中市福祉保健部障害者福祉課（以下「障害者福祉課」という。）において交付するほか、市ホームページに掲載する。

#### 【障害者福祉課】

住 所 府中市宮西町2丁目24番地 府中市役所「おもや」1階

電 話 042-335-4545 担当 矢部

URL <https://www.city.fuchu.tokyo.jp/>

### 4 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、令和6年2月1日(木)から令和6年2月9日(金)までの間（いずれの日も午前8時30分から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、必要書類を障害者福祉課へ持参して提出しなければならない。

### 5 現場説明会等

この入札に関する説明会等を行わない。質問等があるときは、令和6年2月9日(金)までにメールで行うこと。回答は、電子メール等で個別に行う。

送付先メールアドレス：[jihatsu@city.fuchu.tokyo.jp](mailto:jihatsu@city.fuchu.tokyo.jp)

### 6 入札保証金

免除

## 7 入札の日時及び場所

令和6年2月13日（火）午前9時から同月15日（木）午前11時までの開庁時間中（午前8時30分から午後5時まで）に障害者福祉課に入札書を持参して提出すること。

なお、入札期間終了後、直ちに開札するものとし、入札者は、原則として開札に立ち会うものとする。入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて開札を行う。

## 8 その他

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札及び参加要領に違反した入札は、無効とする。
- (2) その他、詳細については参加要領による。